船舶事故調査報告書

令和４年１１月３０日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	浸水
発生日時	令和３年１０月５日　０９時３０分ごろ
発生場所	京浜港横浜第５区 横浜金沢木材ふとう東防波堤灯台から真方位１３６°１，３２０ｍ付近 （概位　北緯３５°２２.２′　東経１３９°４０.１′）
事故の概要	プレジャーヨットDEDE（デデ） VI（シックス）は、東南東進中、機関室等に浸水した。
事故調査の経過	令和３年１１月１日、主管調査官（横浜事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報	
船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	プレジャーヨット　DEDE Ⅵ、１０トン ２３５－５５７６５神奈川、ウインクレル株式会社
乗組員等に関する情報	船長、一級小型・特殊・特定
負傷者	なし
損傷	主機等に濡損
気象・海象	気象：天気　晴れ、風向　西南西、風力　２、視界　良好 海象：海上　平穏
事故の経過	本船は、船長が１人で乗り組み、神奈川県横浜市所在のマリーナ（以下「本件マリーナ」という。）で開催されたプレジャーボートの展示会の展示を終え、回航の目的で神奈川県横須賀市所在のマリーナに向け、本件マリーナから出航した。 本船は、展示会に参加した観客により‘船尾甲板にあるラダーの点検ハッチ’（以下「本件ハッチ」という。）が開放されていたが、船長は、新型である本船に本件ハッチがあることを忘れ、発航前点検において、本件ハッチの閉鎖を確認していなかった。 船長は、右舷船尾コックピットで腰を掛け、自動操舵により機走で東南東進していたところ、主機が突然停止し、船室を見ると浸水していることに気付き、浸水箇所を調査して本件ハッチが開放されていることを認めた。 船長は、本件ハッチを閉め、機関室が浸水していたので本件マリーナまで帆走することとし、念のため携帯電話で１１８番通報して浸水したことを伝え、到着した巡視艇に伴走されて帆走し、本件マリーナの入口から本件マリーナの船舶にえい航されて本件マリーナに到着した。
分析	本船は、東南東進中、船長が、本件ハッチがあることを忘れ、本件ハッチの閉鎖を確認しないで出航し、本件ハッチが開放された状態で

	機走したことから、機関室等に浸水したものと推定される。
原因	本事故は、本船が東南東進中、船長が、本件ハッチがあることを忘れ、本件ハッチの閉鎖を確認しないで出航し、本件ハッチが開放された状態で機走したため、機関室等に浸水したものと推定される。
再発防止策	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 ・船長は、新艇に乗船する際には、閉鎖すべき箇所を確認し、発航前点検を確実に行うこと。